

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-14
許認可等の種類	長野県立歴史館の使用許可			
根拠法令条例等・条項	長野県立歴史館条例第5条			
許認可等の概要	長野県立歴史館を使用しようとする場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>歴史館に保存されている資料を閲覧する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者の住所、指名、電話番号、閲覧目的及び請求資料名を申込書に記載すること ・閲覧申込書に記載した目的以外に使用しないこと ・歴史館職員の指示する事項を遵守すること <p>展示資料を観覧する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧する旨の申出があれば観覧券を交付する 			
基準の制定根拠	長野県立歴史館管理規則			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	即時			
期間の制定根拠	過去の実績による			